

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成28年11月10日（平成28年（行情）諮問第672号）

答申日：平成29年4月18日（平成29年度（行情）答申第18号）

事件名：特定日の特定個人の事件に係る文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成20年の特定月日の特定個人の事件に係る又それにより生じた全ての文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月2日付け皇警甲情公発第3号により皇宮警察本部長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

法5条によれば、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、開示しなければならないのであるから、本件対象文書の存否自体を回答しないことはできない。

開示請求手続における行政文書を特定するのに記載した内容により、当該行政文書が不開示情報が記録されているものになるのはおかしく、当該行政文書自体に不開示情報が記録されていなければ、開示しなければならない。

##### （2）意見書

法5条1号の特定の個人を識別することができるものとは、開示された行政文書により特定の個人を識別することができるものであって、特定の個人から行政文書を特定したとしても、その行政文書自体から特定の個人を特定できなければ、その行政文書は特定の個人を識別することができるものとはいえない。

よって、原処分は不当なので取り消されるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求に係る行政文書開示請求について

審査請求人は、本件対象文書の開示を求めている。

## 2 原処分について

本件対象文書は、仮に存在するとすれば、特定の個人が関与した事件について警察が作成又は取得した文書であると認められるところ、特定の個人が事件に関与したか否かという情報は、法5条1号に定める個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、法8条の定めにより、本件対象文書の存否自体を回答できないとして、法9条2項に基づき原処分を行った。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「法5条によれば、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、開示しなければならないのであるから、当該行政文書の存否自体を回答しないことはできない。開示請求手続における行政文書を特定するのに記載した内容により、当該行政文書が不開示情報が記録されているものになるのはおかしく、当該行政文書自体に不開示情報が記録されていなければ、開示しなければならない。」と主張する。

## 4 原処分の妥当性について

法5条1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」について、同号イからハまでに掲げる情報を除き、不開示情報と規定している。

特定の個人が特定の事件に関与したか否かという情報は、個人に関する情報であり、当該個人を識別することができる情報である上、法5条1号イないしハまでのいずれにも該当しないことから、同号の不開示情報に該当することが明らかであり、この点に関する原処分の判断は妥当である。

また、法8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

本件開示請求のように、特定の個人を指定して、当該個人が関与した特定の事件に係る行政文書について開示請求が行われた場合は、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が特定の事件に関与したか否かという情報を開示するものと認められる。

以上のとおり、本件対象文書を開示することは、法5条1号に規定する不開示情報を開示することとなることから、本件対象文書の存否を明らかにしないで、不開示決定（存否応答拒否）を行った原処分の判断は妥当で

ある。

## 5 結論

以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 平成28年11月10日 | 諮問の受理         |
| ② 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月8日     | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 平成29年3月21日  | 審議            |
| ⑤ 同年4月14日     | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成20年の特定月日の特定個人の事件に係る又それにより生じた全ての文書」である。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号に該当する情報を開示することになるとして、本件対象文書の存否を明らかにせず、不開示とする原処分を行っており、諮問庁は、これを妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

### 2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

本件対象文書は、仮に存在するとすれば、平成20年の特定月日に発生し、特定の個人が関与した事件について処分庁が作成又は取得した文書であると認められるところ、当該文書の存否を答えることは、特定の個人が平成20年の特定月日に発生した事件に関与したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、法5条1号本文前段に該当する。

次に、法5条1号ただし書イ該当性について検討すると、仮に、平成20年の特定月日に特定個人が関与した事件があり同事件について公表されていたとしても、既に相当程度の期間が経過していることを踏まえると、その時間の経過により、事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れており、既に公衆が知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていると認められるので、本件存否情報が存在していたとしても、もはや現に「公にされている情報」とも「公にすることが予定されている情報」とも認められず、同号ただし書イには該当しないと認められる。

また、本件存否情報は、法5条1号ただし書ロ及びハに該当すると認め

るべき特段の事情も存しない。

以上のことから、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久